

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

1 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定すること。（法第一条の規定による改正後の別表第一から別表第十まで関係）

2 医療職俸給表(一)を除く全ての俸給表の俸給月額を改定すること。（法第二条の規定による改正後の別表第一から別表第七まで、別表第八口及びハ並びに別表第九から別表第十一まで関係）

二 諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定すること。（第十条の四関係）

2 通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を改定すること。（第十二条関係）

3 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の八十二・五（特定管理職員にあつては百分の百二

・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十二・五に引き上げるとともに、五十歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）に乗ずる割合を改定すること。また、再任用職員の勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の三十七・五（特定管理職員にあつては百分の四十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の五十）に引き上げること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七及び附則第十一項関係）

4 地域手当の級地区分及び支給割合を見直すこと。（第十一条の三から第十一条の五まで関係）

5 広域異動手当の支給割合を改定すること。（第十一条の八関係）

6 単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を改定すること。（第十二条の二関係）

7 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前五時までの間に勤務した場合においても支給することとする。（第十九条

の三関係）

- 8 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の七十五（特定管理職員にあつては百分の九十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の八十五）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の七十五（特定管理職員にあつては百分の九十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の八十五）に引き下げるとともに、五十五歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）に乗ずる割合を改定すること。また、再任用職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の三十五（特定管理職員にあつては百分の四十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の四十五）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の三十五（特定管理職員にあつては百分の四十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の四十五）に引き下げること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七及び附則第十一項関係）
- 9 再任用職員に単身赴任手当を支給することとする。（第十九条の八関係）
- 10 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定すること。（第二十二條関係）
- 11 五十五歳を超える特定職員の俸給月額等の減額支給の期間を、平成三十年三月三十一日までの間と

すること。(附則第八項関係)

第二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

寒冷地手当の支給地域を見直すこと。(別表関係)

第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

1 全俸給表の全俸給月額を改定すること。(法第四条の規定による改正後の第六条関係)

2 全俸給表の全俸給月額を改定すること。(法第五条の規定による改正後の第六条関係)

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。(法第四条の規定による改正後の第七条関係)

2 六月期の支給割合を百分の百五十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百五十五に引き下げること。(法第五条の規定による改正後の第七条関係)

第四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

1 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定すること。（法第六条の規定による改正後の第七条関係）

2 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定すること。（法第七条の規定による改正後の第七条関係）

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。（法第六条の規定による改正後の第八条関係）

2 六月期の支給割合を百分の百五十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百五十五に引き下げること。（法第七条の規定による改正後の第八条関係）

第五 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の一2及び二4から11まで、第二、第三の一2及び二2並びに第四の一2及び二2は平成二十七年四月一日から施行し、第一の一1、二1及び2、

第三の一 1並びに第四の一 1は平成二十六年四月一日から適用すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。